

三次市教育委員会議案第 3 1 号

三次市民ホール事業運営委員会委員の委嘱について

三次市民ホール事業運営委員会規則（平成 2 6 年三次市教育委員会規則第 号）第 3 条の規定により，別紙の者に三次市民ホール事業運営委員会委員を委嘱することについて，議決を求める。

平成 2 6 年 1 0 月 3 1 日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基